

平成 26 年度第 4 回岩手県子ども・子育て会議

日 時：平成 27 年 2 月 13 日（金）

14：00～15：30

場 所：岩手県産業会館 7 階 大ホール

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 報 告

- (1) 幼保連携型認定こども園部会の委員について
- (2) 「子ども育成部会」の会議概要について【資料No.1】
- (3) パブリックコメント及び地域説明会の実施結果について【資料No.2】
- (4) 岩手県子ども・子育て支援事業支援計画について【資料No.3】

4 協 議

いわて子どもプランについて【資料No.4】

5 その他

6 閉 会

岩手県子ども・子育て会議出席者名簿

| 区分 | 分野 | 所属団体 | 職名 | 氏名 | 備考 |
|---------------------------|-----------|-----------------------|--------------|---------|-------|
| 子どもの 保護者 | 保育所保護者 | (社福)あすなろ会 かがの保育園・保護者会 | 会長 | 山本 学 | |
| | 幼稚園保護者 | 岩手県私立幼稚園PTA連合会 | 会長 | 中島 伊織 | |
| | 小学生保護者 | 岩手県PTA連合会 | 副会長 | 五十嵐 のぶ代 | |
| | 中学生保護者 | 岩手県PTA連合会 | 副会長 | 熊谷 義弘 | |
| 子ども・ 子育て 支援 事業者 | 保 育 | 岩手県社会福祉協議会・保育協議会 | 会長 | 藤本 達也 | |
| | | 日本保育協会岩手県支部 | 支部長 | 中村 美喜子 | |
| | | 岩手県私立保育園連盟 | 会長 | 佐々木 政弘 | |
| | 教 育 | 岩手県国公立幼稚園協議会 | 事務局長 | 村上 幸子 | 欠席 |
| | | 岩手県私立幼稚園連合会 | 会長 | 坂本 洋 | |
| | 子育て支援 | NPO法人いわて子育てネット | 副理事長 | 両川 いずみ | |
| | 健全育成 | 岩手県学童保育連絡協議会 | 事務局次長 | 橋本 有紀 | |
| | | 岩手県社会福祉協議会・児童館部会 | 副部会長 | 熊谷 幸一 | 欠席 |
| | 福 祉 | 岩手県民生委員児童委員協議会 | 副会長 | 米田 ハツエ | |
| | | 岩手県児童養護施設協議会 | 会長 | 千葉 寛 | |
| | | 岩手県母子寡婦福祉連合会 | 会長 | 松本 笑子 | 欠席 |
| | 学識 経験者 | 大 学 | 岩手県立大学社会福祉学部 | 教授 | 遠山 宜哉 |
| 盛岡大学短期大学部 | | | 教授 | 大塚 健樹 | |
| その他 知事が 必要と 認める者 | 行 政 | 釜石市 | 子ども課長 | 高橋 千代子 | 欠席 |
| | | 岩手町 | 町民課長 | 澤口 寿 | |
| | 教 育 | 岩手県小学校長会 | 大慈寺小学校長 | 藤川 ひとみ | |
| | | 岩手県中学校長会 | 常任理事 | 高橋 清之 | |
| | 保 健 医 療 | 岩手県医師会（小児科） | 常任理事 | 山口 淑子 | 欠席 |
| | | 岩手県医師会（産科） | 常任理事 | 吉田 耕太郎 | 欠席 |
| | 労 働 | 岩手経済同友会 | 専務理事 | 鈴木 修 | |
| | | 日本労働組合総連合会岩手県連合会 | 会長 | 豊巻 浩也 | |
| | 報 道 | 岩手朝日テレビ | 総務部副部長 | 小野寺 洋美 | |

【事務局】

| 部 局 名 | 課 室 名 | 職 名 | 氏 名 |
|-------|-----------|---------------|--------|
| 保健福祉部 | | 保健福祉部長 | 根子 忠美 |
| | 子ども子育て支援課 | 総括課長 | 南 敏幸 |
| | | 主幹兼子ども家庭担当課長 | 小野寺 嘉明 |
| | | 少子化・子育て支援担当課長 | 高橋 一志 |
| | | 主任主査 | 菊地 浩記 |
| | | 主任主査 | 及川 有史 |
| | | 主任主査 | 大内 毅 |
| | 障がい保健福祉課 | こころの支援・療育担当課長 | 小川 修 |
| | | 主事 | 石川 豊 |
| 総務部 | 法務学事課 | 主任主査 | 佐々木 良生 |
| | | 主任 | 高橋 晃進 |

岩手県子ども・子育て会議 委員名簿

| 区分 | 分野 | 所属団体 | 職名 | 氏名 | 支援計画部会 | 子ども育成部会 | 認定子ども園部会 |
|-------------------------------|---------|----------------------------|---------|---------|--------|---------|----------|
| 子どもの保護者 | 保育所保護者 | (社福)あすなろ会 かかの保育園・保護者会 | 会長 | 山本 学 | ○ | | ○ |
| | 幼稚園保護者 | 岩手県私立幼稚園PTA連合会 | 会長 | 中島 伊織 | ○ | | ○ |
| | 小学生保護者 | 岩手県PTA連合会 | 副会長 | 五十嵐 のぶ代 | ○ | ○ | ○ |
| | 中学生保護者 | 岩手県PTA連合会 | 副会長 | 熊谷 義弘 | | ○ | |
| 子ども・子育て支援事業者 | 保 育 | 岩手県社会福祉協議会・保育協議会 | 会長 | 藤本 達也 | ○ | | ○ |
| | | 日本保育協会岩手県支部 | 支部長 | 中村 美喜子 | | ○ | |
| | | 岩手県私立保育園連盟 | 会長 | 佐々木 政弘 | | | |
| | 教 育 | 岩手県国公立幼稚園協議会 | 事務局長 | 村上 幸子 | | ○ | ○ |
| | | 岩手県私立幼稚園連合会 | 会長 | 坂本 洋 | ○ | | |
| | 子育て支援 | NPO法人いわて子育てネット | 副理事長 | 両川 いずみ | ○ | | ○ |
| | 健全育成 | 岩手県学童保育連絡協議会 | 事務局次長 | 橋本 有紀 | ○ | | ○ |
| | | 岩手県社会福祉協議会・児童館・放課後児童クラブ協議会 | 副会長 | 熊谷 幸一 | | ○ | |
| | 福 祉 | 岩手県民生委員児童委員協議会 | 副会長 | 米田 ハツエ | | ○ | ○ |
| | | 岩手県児童養護施設協議会 | 会長 | 千葉 寛 | | ○ | |
| 岩手県母子寡婦福祉連合会 | | 会長 | 松本 笑子 | | | | |
| 学識経験者 | 大 学 | 岩手県立大学社会福祉学部 | 教授 | 遠山 宜哉 | | | |
| | | 盛岡大学短期大学部 | 教授 | 大塚 健樹 | ○ | | ○ |
| その他 知事が 必要と 認める 者 | 行 政 | 釜石市 | 子ども課長 | 高橋 千代子 | ○ | | |
| | | 岩手町 | 町民課長 | 澤口 寿 | ○ | | |
| | 教 育 | 岩手県小学校長会 | 大慈寺小学校長 | 藤川 ひとみ | | ○ | ○ |
| | | 岩手県中学校長会 | 常任理事 | 高橋 清之 | | | |
| | 保 健 医 療 | 岩手県医師会（小児科） | 常任理事 | 山口 淑子 | | | |
| | | 岩手県医師会（産科） | 常任理事 | 吉田 耕太郎 | | | |
| | 労 働 | 岩手経済同友会 | 専務理事 | 鈴木 修 | | ○ | |
| | | 日本労働組合総連合会岩手県連合会 | 会長 | 豊巻 浩也 | | | |
| | 報 道 | 岩手朝日テレビ | 総務部副部長 | 小野寺 洋美 | | ○ | |

岩手県子ども・子育て会議子ども育成部会の会議結果の報告について

平成26年度第3回・第4回岩手県子ども・子育て会議子ども育成部会を開催しましたので、その内容について、次のとおり報告します。

1 会議日時等

| | 第3回子ども育成部会 | 第4回子ども育成部会 |
|------|--------------------------|-------------------------|
| 日時 | H26.12.18(木) 14:00~15:30 | H27.1.27(火) 13:30~15:00 |
| 会場 | 盛岡地区合同庁舎8階 講堂B | 盛岡地区合同庁舎8階 講堂A |
| 出席者数 | 委員10名中6名出席 | 委員10名中9名出席 |

2 議事内容

- (1) いわての子どもを健やかに育む条例(仮称)の検討状況について、事務局からの資料説明を受けるとともに、意見交換を実施したこと。
- (2) 主な意見等は次のとおりであったこと。

| | 意見等 | 対応 |
|---|--|-----------------------------------|
| ① | 子どもの権利には様々あることから、記載できれば良い。 | 条例前文において、権利の例示を規定する。 |
| ② | 基本理念の相互連携・協力の対象として、保護者についても規定に盛り込んだ方が良い。 | 基本理念の相互連携・協力の対象として、保護者についても規定する。 |
| ③ | 基本的施策のうち子どもへの支援として、教育の充実についても入ると良い。 | 基本的施策の子どもへの支援として、教育環境の整備の推進を規定する。 |
| ④ | 施策の実施状況の公表はどのような形で行うのか。 | 子ども・子育て会議やホームページでの公表を予定している。 |
| ⑤ | 条例の周知に当たっては、子どもへの周知についても検討して欲しい。 | 今後の周知活動における参考とする。 |

- (3) 第4回子ども育成部会において、別紙の条例案について了承したこと。

3 今後のスケジュール

事務局から、県議会2月定例会において、条例案を提案する予定であることの説明があったこと。

いわての子どもを健やかに育む条例（仮称）案

子どもは、一人一人がかけがえのない存在であり、未来への希望である。本県の将来を担う子どもが虐待等から守られ、安心して生き、自分らしく育ち、自由に意思を示しながら、心身ともに健やかに育まれることは、私たちの願いである。

近年、子どもの権利に関する社会的関心の高まり、少子化や核家族化の進行、就業形態の変化や貧困の状況にある子どもの割合の増加等子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化している。

こうした状況において、県民の子育てに関する希望がかなえられ、全ての子どもが健やかに育まれる環境の整備を推進していくことが重要であり、このことは、平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波からの復興に取り組んでいる現在及び復興後における地域の発展に資するものである。

ここに私たちは、子どもの権利を尊重しながら、子どもを健やかに育むことの重要性について認識し、社会全体で県民の就労、結婚、妊娠、出産及び子育てを支えていくことにより、誰もが子どもを健やかに育みやすいと実感できるいわての実現を目指し、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援に関し、基本理念を定め、県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、県民が安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備を図り、もって一人一人の子どもを健やかに育むことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 子ども・子育て支援 子どもを健やかに育むための子ども、保護者及び子どもを生み、育てようとする者に対する支援をいう。
- (4) 子ども・子育て支援機関等 幼稚園、小学校等の教育機関、保育所、児童養護施設等の児童福祉施設、子ども・子育て支援を行うことを目的とする特定非営利活動法人その他の子ども・子育て支援を行う機関、施設及び団体をいう。

（基本理念）

第 3 条 子ども・子育て支援は、子どもの権利を尊重し、その最善の利益を考慮して行われなければならない。

- 2 子ども・子育て支援は、結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、妊娠、出産及び子育ての各段階に応じて、切れ目なく行われなければならない。
- 3 子ども・子育て支援は、県、市町村、保護者、子ども・子育て支援機関等、事業主及び県民が適切な役割分担の下に、相互に連携し、及び協力することにより行われなければならない。

（県の責務）

第 4 条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 県は、市町村、保護者、子ども・子育て支援機関等、事業主及び県民が、それぞれの役割を果たし、相互に連携し、協力して子ども・子育て支援を行うことができるよう必要な助言その他の支援を行うものとする。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、基本理念にのっとり、自らが子育てについて最も重要な役割を担っているという認識の下、必要に応じて県、市町村及び子ども・子育て支援機関等による子ども・子育て支援の活用を図りながら、子どもを健やかに育むよう努めるものとする。

(子ども・子育て支援機関等の役割)

第6条 子ども・子育て支援機関等は、基本理念にのっとり、子ども・子育て支援に関する専門的な知識及び経験を生かし、子ども・子育て支援を行うとともに、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業主の役割)

第7条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者が安心して子どもを生み、育てることができるようにするために必要な雇用環境の整備を行うとともに、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第8条 県民は、基本理念にのっとり、子ども・子育て支援についての関心と理解を深めるとともに、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(子ども・子育て支援に関する基本的施策)

第9条 県は、子ども・子育て支援を推進するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 子どもの健やかな成長を支援するため、地域における体験活動及び交流活動を促進するとともに、生きる力を育むための教育環境及び保護を要する子どもの養育環境の整備を推進すること。
- (2) 子育て家庭を支援するため、子ども・子育て支援機関等が行う子ども・子育て支援の活用及び職業生活と家庭生活との両立のために必要な職場環境の整備を促進するとともに、子育てに関する相談体制及び保育サービスの充実を図ること。
- (3) 子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図るため、多様な機会を通じた結婚、出産、子育て等に関する情報の提供により家庭や子育ての大切さについて子どもを生み、育てようとする者の理解の促進を図るとともに、経済的に自立した生活を営むための就労の支援等を推進すること。

(市町村との連携等)

第10条 県は、前条に規定する施策の実施に当たっては、市町村と緊密な連携を図るものとする。

2 県は、市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策について、情報の提供、技術的な助言その他の必要な協力を行うものとする。

(基本計画)

第 11 条 知事は、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子ども・子育て支援に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 子ども・子育て支援に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、岩手県子ども・子育て会議条例（平成 25 年岩手県条例第 69 号）第 1 条に規定する岩手県子ども・子育て会議の意見を聴かななければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（推進体制の整備）

第 12 条 県は、子ども・子育て支援に関する施策を推進するため、必要な体制を整備するものとする。

（施策の実施状況の公表）

第 13 条 知事は、毎年度、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況を公表するものとする。

（普及啓発）

第 14 条 県は、保護者、子ども・子育て支援機関等、事業主及び県民が子ども・子育て支援に対する理解を深めることができるよう、子ども・子育て支援に関する普及啓発を行うものとする。

（財政上の措置）

第 15 条 県は、子ども・子育て支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 9 条の規定に基づき策定されている岩手県行動計画は、この条例に規定する手続により定められた基本計画とみなす。

(仮称)新・いわて子どもプランに係るパブリックコメント結果及び地域説明会での意見と対応

1 パブリックコメント

(1) 募集期間

平成26年12月26日(金)～平成27年1月25日(日)

(2) 意見提出状況

11件

(3) 意見内訳

ア 分野別

| 分野 | 第I章 総論 | 第II章 各論 1 若者が家庭や子育てに希望を持てる環境を整備する | 2 子育て家庭を支援する | 3 子どもの健全育成を支援する | 第三章 計画の推進 | その他 | 合計 |
|----|--------|--------------------------------------|--------------|-----------------|--------------|-----|----|
| 件数 | 0 | 0 | 6 | 2 | 1 | 2 | 11 |

イ 反映状況別11

| | 内 容 | 件 数 |
|----------|-------------------------------|-----|
| 反映状況区分 | | |
| A (全部反映) | 意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの | 6 |
| B (一部反映) | 意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの | 0 |
| C (趣旨同一) | 意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの | 3 |
| D (参考) | 計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの | 1 |
| E (対応困難) | A・B・Cの対応のいずれも困難であると考えられるもの | 1 |
| F (その他) | その他のもの(計画等の案の内容に関する質問等) | 0 |
| 計 | | 11 |

ウ 意見と県の考え方

| 番号 | 項目 | ページ | 意見内容 | 県の考え方 | 反映状況 |
|----|-------------------------|-----|--|--|---------|
| 1 | 2 (1) みんなで子育てを支援する地域づくり | 26 | 被災により通学環境が変わった小中学校の児童生徒の安全確保のため、「東日本大震災で被災した学区における交通事故・犯罪から子どもを守るため」と加えてほしい。 | プランでは、被災地域に居住する子どもを含む全ての子どもを交通事故や犯罪から守る施策を推進することとしています。 御指摘のとおり、被災地域では、交通環境・交通量の変化や復興作業車両の増加に伴い子どもの交通事故等の危険性が高まっていることから、今後とも、被災地の子どもを交通事故や犯罪等から守るための各種対策を推進します。 | C(趣旨同一) |

| 番号 | 項目 | ページ | 意見内容 | 県の考え方 | 反映状況 |
|----|--------------------|-----|--|--|---------|
| 2 | 2 (3) 親と子の健康づくりの充実 | 29 | 母子保健医療体制の充実を図るための連携機関に「県歯科医師会」を加えてほしい。 | 「県医師会、」の次に「県歯科医師会」を追加します。 | A(全部反映) |
| 3 | 2 (3) 親と子の健康づくりの充実 | 29 | 性に関する指導や薬物乱用防止教育の推進連携機関に「学校歯科医、学校薬剤師」を加えてほしい。 | 「学校医」の次に「学校歯科医、学校薬剤師」を追加します。 | A(全部反映) |
| 4 | 2 (3) 親と子の健康づくりの充実 | 29 | 性に関する指導や薬物乱用防止教育の推進のために協力を得る専門家に「歯科医師」を加えてほしい。 | 「医師、」の次に「歯科医師」を追加します。 | A(全部反映) |
| 5 | 2 (3) 親と子の健康づくりの充実 | 29 | 子ども・子育て支援新制度施行後からのプランのため、障害児の理解指導法の普及啓発対象に、「こども園」「放課後児童クラブ」の名称を加えた方がよい。 | 「幼稚園」の次に「認定こども園等」を追加します。 | A(全部反映) |
| 6 | 2 (4) 保育サービスの充実 | 31 | 児童福祉法において「子育て支援事業」とされている放課後児童健全育成事業について、施策体系の「2 子育て家庭を支援する」の中に位置づけることを求める。 | 「2 子育て家庭を支援する」の「(5) 子育てに優しい職場環境づくり」において、放課後児童クラブをはじめとする地域子ども・子育て支援事業の活用を促進することを記載しています。 また、次代を担う人材の育成の観点から、全ての児童が放課後等における多様な経験・活動を行うことができようにするため、「3 子どもの健全育成を支援する」にも、放課後児童クラブについて記載しています。 | C(趣旨同一) |
| 7 | 3 (2) 岩手の食育の推進 | 38 | 子どもたちへの食育教室開催のための連携機関に「県栄養士会、県歯科医師会」を加えてほしい。 | 「県食生活改善推進員団体連絡協議会」の次に「県栄養士会、県歯科医師会」を追加します。 | A(全部反映) |
| 8 | 3 (2) 岩手の食育の推進 | 38 | 子どもへの食育による普及目的に「よく噛んで食べる(カミング30実践、五感で味わう等)」を加えるというように、機能面からの食育支援についても記載してほしい | 「よく噛んで食べること等」を追加します。 | A(全部反映) |
| 9 | 第2 計画の推進体制 | 52 | 計画推進の中に、県の人口問題対策本部、又は各市町村の人口減少対策協議会等との一体化した情報共有体制を構築し、盛り込んでほしいのか。 | この計画は、必ずしも人口問題を主目的とした計画ではありませんが、本県の次世代育成支援対策を総合的・計画的に推進するための基本的な考え方や施策の基本的な方向を明らかにした実施計画であり、必要に応じて | D(参考) |

| 番号 | 項目 | ページ | 意見内容 | 県の考え方 関係機関との情報教諭を図り推進していきます。 | 反映状況 |
|----|----|-----|---|---|---------|
| 10 | 全般 | — | 給食費を無料にしてほしい。このことにより、未納や不払いの保護者への請求事務等の雑務を軽減し、その時間を先生本来の仕事に専念できるようにすれば子どもたちの学校生活の質も向上すると思う。 | 学校給食費については、学校給食法により、学校給食施設・設備に要する経費等を除き保護者の負担となっています。なおその徴収は、学校で直接集金する方法や、保護者が金融機関に振込みを行う方法等、学校の設置者である市町村の判断により行われていきます。 学校給食費の未納等への対応についても、市町村（学校）毎の判断となりますが、市町村教育委員会に対し、未納問題も含め、学校給食の適正な実施について周知徹底を図っています。 | E(対応困難) |
| 11 | 全般 | — | 子どもたちのより良い環境のために設備の整備による質の高い施設の実現や、より手厚い保育のため保育士や指導員の増員のために保育園や学童クラブへの補助金を増やしてほしい。 | 「2(4) 保育サービスの充実」において、保育サービスの充実の促進や実施者、従事者の確保及び資質の向上を図ることとしています。 また、「3(1) 地域における健全育成活動の推進」の「放課後の健全育成を促進します」において、放課後児童クラブの適切な設置及び運営を推進することとしているところです。 なお、子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、職員処遇改善加算等の導入により、保育所の収入は増加が見込まれます。 また、国において既存施設の改修に係る補助金や運営費の補助基準額の見直しなど放課後児童クラブの充実が図られる予定となつていきます。 | C(趣旨同一) |

2 地域説明会

(1) 実施日程及び参加者の状況

| 日 時 | 対 象 | 場 所 | 説 明 内 容 | 参 加 者 |
|----------------------|-----------|-----------------|---|-------|
| 1月21日(水) 14:00~15:30 | 県南広域振興局管内 | 奥州地区合庁分庁舎3階大会議室 | (仮称)新・いわて子どもプラン 岩手県ひとり親等自立促進計画 岩手県子ども・子育て支援事業支援計画 (仮称)いわての子どもを健やかに育む条例 | 32人 |
| 1月22日(木) 10:00~11:30 | 沿岸広域振興局管内 | 釜石地区合庁4階大会議室 | | 34人 |
| 1月26日(月) 13:00~14:30 | 県北広域振興局管内 | 久慈地区合庁1階健康増進室 | | 40人 |
| 1月28日(水) 10:30~12:00 | 盛岡広域振興局管内 | 岩手県公会堂2階21号室 | | 60人 |

(2) 対象者

市町村、幼稚園、保育所、認定こども園、放課後児童クラブ、子ども子育て会議委員、地域子育てサークル、子育て支援団体、広域地方振興局等

(3) 意見と回答

ア 反映方針別件数

| 反映状況区分 | 内 容 | 件 数 |
|----------|-------------------------------|-----|
| A (全部反映) | 意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの | 1 |
| B (一部反映) | 意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの | 0 |
| C (趣旨同一) | 意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの | 1 |
| D (参考) | 計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの | 7 |
| E (対応困難) | A・B・Cの対応のいずれも困難であると考えられるもの | 0 |
| F (その他) | その他のもの(計画等の案の内容に関する質問等) | 0 |
| 計 | | 9 |

イ 意見の内容

① (仮称)新・いわて子どもプラン関係

| 番号 | 項目 | 意見内容 | 県の考え方 | 反映状況 |
|----|------------------------------------|--|--|---------|
| 1 | p30 沿岸 2(4) 保育サ ービスの充実 | 国の新制度を加味している計画であるなら、新制度に移行する幼稚園や認定こども園を考慮し、例えば「多様な保育ニーズへの対応」「(4)保育サービスの充実」などは「教育・保育」とすべきではないか。 | 幼稚園については、(5)生きる力を育む学校教育の推進]において記載しているところですが、2(4)にも「教育・保育の総合的な提供」について記載します。 | A(全部反映) |
| 2 | p17 県南 基本方針 | 「希望」の文字があるということ、今後、希望に向かつて限りない支援になることにつながりうれしい。 | (意見) | C(趣旨同一) |

| 番号 | 項目 | 意見内容 | 県の考え方 | 反映状況 |
|---------|------------------------------------|---|--|--------|
| 3 県南 | p34 2(7) ひとり 親家庭等への支 援の充実 | 母子家庭支援について、現在の相談体制は、機能する部分としない部分があり相談機能の見直しが必要。 | 母子家庭等就業・自立支援センターの運営を県母子寡婦福祉連合会に委託しており、更に就業支援を加えながら引き続き実施していきます。 また、振興局に母子自立支援員を配置し、母子福祉資金の貸付に係る相談業務や、母子家庭の自立に必要な情報提供を行っており、研修等を通じて、相談機能の強化を図っていきます。 | D (参考) |

② ひとり親家庭等自立促進計画関係 (意見なし)

③ 子ども・子育て支援事業支援計画関係

| 番号 | 項目 | 意見内容 | 県の考え方 | 反映状況 |
|---------|-----------------------|---|---|--------|
| 1 県南 | 全般 | 子どもを預ける施設が増え、育児は保育所にまかせ、食事はファミレス、ゲーム以外の遊びを知らない子どもが増えていることから、親の教育も必要である。 | 子ども子育て支援新制度は、子どもの最善の利益を考慮し、子どもを地域社会全体で支えていく理念を掲げており、子育て支援センターの機能強化等を通じ、親の成長を促していく内容となっています。 | D (参考) |
| 2 沿岸 | p5 4(1) 従 事者の確保 | 昨年夏に県の保育士・保育所支援センターに相談したが、沿岸部への支援ができて体制にないとの説明だった。今後の対応に考えがあるか。 | 新年度予算で、社会福祉協議会の沿岸部の拠点と連携し、出張によるマッチングや相談ができるよう平成27年度の実施に向けて取り組みます。 | D (参考) |
| 3 盛岡 | p5 4(1) 従 事者の確保 | 保育士が確保できず子どもの受入れができない保育所があるため、保育士試験を年1回から2回に増やしてはどうか。 | 国の状況を踏まえて対応を検討していきます。 求人と求職のミスマッチへの対応のため、保育士・保育所支援センターの活動範囲を広げる予定です。 | D (参考) |
| 4 盛岡 | p5 4(3) 資 質の向上 | 放課後児童支援員の確保や資質向上に向けた施策は予定しているか。 | 必要な研修について、実施できるよう平成27年度の当初予算に計上しています。 | D (参考) |
| 5 盛岡 | p5 4(3) 資 質の向上 | 保育教諭の10年講習は学校の夏休みに合わせて開催されているが、夏休みのない保育教諭への配慮が必要。 | 計画の内容とは異なりますが、県教委に伝えて実施の際の参考とさせていただきます。 | D (参考) |

④ (仮称) いわての子どもを健やかに育む条例関係

| 地域 | 項目 | 意見内容 | 県の考え方 | 反映状況 |
|---------|----|---|--|--------|
| 1 県南 | 全般 | 条例は作って終わりでなくなりがち。作った後に現実に保育所、幼稚園、認定こども園の運営や、子育てが難しい家庭への施策に活かすため、研究会や話し合う場が必要。 | 第11で、子ども・子育て支援の施策を総合的・計画的に推進するほか、基本計画を定めることとしており、当該計画の推進状況を県子ども・子育て会議に報告し議論いただく予定としています。 | D (参考) |

岩手県子ども・子育て会議（第3回）での意見に対する計画への反映状況

| No. | 発言要旨 | 反映状況 |
|-----|---|---|
| 1 | <p><プランの名称> 表紙 仮称であるが「新・いわて子どもプラン」とあるため、本文中の「いわて子どもプラン」も「新」をつけて通してはどうか。 (豊巻委員)</p> | 意見のとおりであるが、新たな計画の名称について、仮称から「新」を外し、これまでと同じ「いわて子どもプラン」とし、本文中の表現は変更しないこととします。 |
| 2 | <p><保育サービスの充実> p30 「課題等」の「入所できない児童が特定の市において発生しているほか」とあるが、複数の市と町に発生している現状から、「特定の市町村」でもいいのではないか。 (豊巻委員)</p> | 意見の趣旨を反映した上で説明を補い、「入所できない児童が増加する傾向にあり、保護者の就労等に伴い保育を必要とする家庭の増加への対応や」と改めます。 |
| 3 | <p><実施者、従事者の確保> p31 「基本となるのは人材であり、県及び事業者は人材の確保に努めます」とあるが、保育士は材料ではなく人であり宝であるという意味で「人財」の方が適切と考えるが、県の中での議論や、他部局との関連はどうか。 (豊巻委員)</p> | <p>県においては、過去に組織名称に「人財育成担当」を使用した例があります。</p> <p>現在は、国が定める都道府県行動計画策定指針、県の総合計画であるいわて県民計画、改定を進めているいわて青少年育成プラン等、各種計画においては全て「人材」の用語を用いていることから本計画においても「人材」を使用します。</p> |
| 4 | <p><子どもの視点に立った健全育成> P36 「生まれ育った生活・教育環境に左右されないことが重要であり、」とあるが、発達と環境の問題があり、「左右されない」を削除して、「生まれ育った生活・教育環境が重要であり」としてはどうか。 (豊巻委員)</p> | 子どもの貧困対策法及び国が作成した同対策大綱においても同様の表現を用いていることから、原案のとおりとします。 |
| 5 | <p><放課後の健全育成> p37 1つ目の黒丸に、保護者が昼間家庭にいない児童のためとして放課後子ども教室と放課後児童クラブを記載しているが、放課後子ども教室は保護者がいないことを条件としていないことから、5つ目の黒丸に移してはどうか。 (橋本委員)</p> | <p>放課後子ども教室に関する記述を、別途黒丸を設けて記述します。</p> <p>また、福祉部局と教育部局の連携についても、新たに黒丸を設けて記述します。</p> |
| 6 | <p><生きる力を育む学校教育の推進> p41 黒丸の7つ目、豊かな人間性が、郷土愛、先人教育だけでよいのかどうか検討願いたい。 (藤川委員)</p> | 豊かな人間性を育む施策に係る記載は、黒丸の4つ目、「福祉施設等でのボランティア活動や、企業での就業体験など、・・・」で記載しており、当該項目は県県民計画に沿った記述であることから原案のとおりとします。 |
| 7 | <p><ライフステージ別の施策の展開> p45、46 「生きる力」と「居場所づくり」は p41 のように小中高の区別なく必要ではないか。 (藤川委員)</p> | 「生きる力」と「居場所づくり」については、意見のとおり、小学生、中学・高校生の区別なくいずれの項目にも加えることとします。 |

○岩手県子ども・子育て会議条例(平成 25 年 10 月 18 日条例第 69 号)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第4項の規定に基づき、岩手県子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員 30 人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 子ども(法第6条第1項に規定する子どもをいう。)の保護者(同条第2項に規定する保護者をいう。)
- (2) 子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。)に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 子ども・子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

4 前2条の規定は、部会について準用する。

(意見の聴取)

第6条 子ども・子育て会議は、必要に応じて専門的知識を有する者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。